

高知県の県指定希少野生動植物について

県指定希少野生動植物とは？

県指定希少野生動植物とは、高知県内に生息・生育している希少な野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして、高知県希少野生動植物保護条例に基づき知事が指定する希少野生動植物のことです。

県指定希少野生動植物に指定されたらどうなるの？

県指定希少野生動植物に指定されたら、県内において自然の中で生きているその個体を捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」）することが禁止されます。

県指定希少野生動植物と知らないで傷つけた場合は罰則等の処分があるの？

県指定希少野生動植物の捕獲等については、罰則が条例で規定されていますが、故意でない捕獲等については条例違反にはなりません。誤って捕獲等した時は、速やかに元の生息・生育地に戻すようにしてください。

県指定希少野生動植物を所有している場合はどうなるの？

県指定希少野生動植物の指定が告示されて以降は、自然の中で生育・生息している県指定希少野生動植物について捕獲等が禁止されますが、指定告示以前に所有している場合や、ご自身が所有等している土地で自然に生息・生育している場合は、県指定希少野生動植物を保護することの重要性を理解していただき適切に取り扱うよう努めてください。

県指定希少野生動植物を適切に取り扱うよう努めるとはどういうことか？

むやみに追い払ったり、採取したりすることなく、可能な限り現状のままの状態でおお象種の保全を行ってくださるようご配慮をお願いするものです。

県指定希少野生動植物に指定して捕獲等を禁止すれば守られるの？

野生動植物の減少（絶滅）のおもな原因は、乱獲、生息・生育地の破壊、外来種の影響などと言われています。しかし、必ずしも単独の原因で減少が進むわけではなく、多くの場合これらの要素が複合的に作用しています。本条例は、希少野生動植物が自然の中で生息・生育している状況で保護することを第一の目標としています。したがって自然の中からこれらの種の個体を取り去る行為は、個体数を確実に減少させ、直接的な絶滅への圧迫要因となり、厳格に規制される行為であります。また、自然の中から取り去ることはなくても、その種の個体の生息又は生育が困難となるような状態に個体を至らせる行為は捕獲又は採取と同様に絶滅への圧迫要因となるので、捕獲及び採取だけではなく、殺傷及び損傷も原則として禁止されるものであります。

県指定希少野生動植物がどこに生息・生育しているか知らせないの？

県指定希少野生動植物の生息・生育地の一般公表については、諸刃の剣であり有効に作用すれば県民全体で保護を図ることができそうですが、希少であるがゆえの乱獲が過去に何度となく繰り返されてきました。このため一般の方への公表は工夫をして行います。